

旧緊急時避難準備区域の申立人について、平成23年8月に完成した同域内の自宅建物及び敷地の除染費用（屋根と外壁の高圧洗浄、敷地の表土剥ぎ及び砕石敷き）の全額が賠償されるとともに、自宅ガレージ等で保管し、原発事故後に高い線量が検出されたために廃棄した事業用資産（自動車部品等）につき、簿価の約25%に相当する額の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 除染費用（別紙物件目録1、2記載の土地・建物につき）
期間 平成23年8月20日
- (2) 営業損害（棚卸資産）
期間 平成23年8月
- (3) 精神的損害
 - ア 日常生活阻害慰謝料増額分
期間 自 平成23年5月1日 至 平成24年8月31日
 - イ 猫の死亡慰謝料
期間 平成23年5月
- (4) 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、金4,614,400円の支払義務のあることを認める。

- (1) 除染費用（別紙物件目録1、2記載の土地・建物につき）
金3,150,000円
- (2) 営業損害（棚卸資産）
金800,000円
- (3) 精神的損害
 - ア 日常生活阻害慰謝料増額分
金480,000円
 - イ 猫の死亡慰謝料
金50,000円

(4) 本件和解仲介に関する弁護士費用

金134,400円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 除染費用

1 除染費用を裏付ける領収書原本の授受

申立人は、被申立人に対し、本賠償請求に際して本件除染費用に関する領収書の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

2 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1項記載の損害項目(除染費用)に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

3 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が第1項記載の損害項目(除染費用)について被申立人から支払を受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方公共団体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲で提供することができる。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人代理人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年1月26日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 奥野滋)